

## 税法上の各種時限措置の延長について

担当：中国注册会计师 許海波  
平出

最近中国税務総局は 2020 年中に適用されていた新型コロナ関連の税務上の臨時政策や、新型コロナとは直接関係なく中国における中小企業を税制面から支援するためのいくつかの時限措置的政策についてその適用期限を延長する旨の公告を公表しています。

### I. 新型コロナ関連の税務臨時政策 ～財政部税務総局公告 2021 年第 7 号～

3 月 17 日に公布された「財政部国家税務総局公告 2021 年 7 号」により新型コロナに関わる税務の規定が 2021 年 12 月 31 日まで（一部は 2021 年 3 月 31 日まで）延長されています。

- (1) 企業が従業員等個人に無償配布した新型コロナ感染予防のために医薬品・防護用品などの実物を支給したものは、給与・賃金所得とはせず個人所得税の課税対象外となります。
- (2) 増値税の小規模納税人の 3%の徴収率を 1%の軽減税率で徴収されます（湖北省については 2021 年 3 月 31 日までは免税とし、4 月 1 日より本通知を適用）。

⇒ この 2 つはいずれも **2021 年 12 月 31 日まで延長**されます。

本公告公布前に納付した税金がある場合には、納税人または費用拠出者の今後の納付すべき税金から控除または還付できるとしています。

### II. 小規模薄利企業の企業所得税負担の軽減政策 ～国家税務総局公告 2021 年第 8 号～

2021 年 1 月 1 日-2022 年 12 月 31 日に期間について、小型微利企業（年間課税所得が 300 万元以下、従業員数が 300 人以下且つ資産総額が 5,000 万元以下の企業）の企業所得税の計算に際しては、年度の課税所得について 100 万元までの部分はその金額を 1/4 にした金額をさらに 1/2 にした金額を基数として 20%の税率を乗じて計算（=税金負担率 2.5% 2019 年-2020 年はこの部分の税金負担率は 5%でしたので、税金負担率がさらにその半分になったということになります）、100 万元から 300 万元までの部分はその金額を 1/2 にした金額を基数として 20%の税率を乗じて計算（税金負担率 10% この部分は変更なし）します。

（例）2021 年の課税所得額が 250 万元の場合の企業所得税納付額は下記ようになります。

納付税額 = 100 万元 × 12.5% × 20% + (250 万元 - 100 万元) × 50% × 20% = 17.5 万元

※ 年間での総資産額が 5,000 万元を超過する場合や、課税所得が 300 万元を超える場合はこの政策は適用されず全額について基本税率 25%で税金を計算することになります。

### III. 新規取得設備器具と試験研究費の損金算入 ～財政部国家税務総局公告 2021 年 6 号～

#### (1) 新規取得設備器具の損金算入

新たに購入取得した建物・建設物以外の設備、器具で単位価値が 500 万元以下のものについては、企業所得税課税所得を計算する際に、減価償却を行わずその取得原価全額を当期の原価費用として一括損金算入できます（会計上は通常の耐用年数で減価償却処理します）。

もともとは財税【2018】54 号規定により 2018 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日まで有効とされていましたが、本公告により 2023 年 12 月 31 日まで延長されます。

#### (2) 研究開発費用の損金算入

企業が研究開発活動を行う過程において実際に発生した研究開発費のうち、無形資産を形成せず当期損益に費用計上したものは、規定に従って実際発生額を費用控除（損金算入）したうえで、さらに実際発生額の 75%を加算控除（損金算入）できます。無形資産を形成するものは、対象期間中において無形資産コストの 175%により償却することができます。

この規定はもともと財税【2018】99 号により 2018 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日まで有効でしたが本公告により、2023 年 12 月 31 日まで適用が延長されています。

当該優遇措置の適用が無い場合には、「企業所得税実施条例」に基づいて加算して控除（損金算入）できる比率は 50%、無形資産を形成する場合は無形資産コストの 150%により償却できます。

### IV. 増値税小規模納税人の増値税免税限度額の調整 ～国家税務総局公告 2021 年第 5 号～

2021 年 4 月 1 日から増値税課税販売行為を行う小規模納税人の月次売上高が 15 万元以下または四半期ごとに納税を行う場合には四半期売上高が 45 万元以下である場合には、増値税の納付を免除されます（従来の規定では、月次売上高が 10 万元以下である場合、または四半期売上高が 30 万元以下である場合）。

ただし、小規模納税人が増値税専用発票を発行する場合には、専用発票金額は上記免除限度額の規定にかかわらず納税の必要があり（専用発票を受け取った事業者がその専用発票を基に仕入税額控除を行うため、発行者は納税が必要）、その場合の増値税を納付する際には 2021 年 12 月 31 日まで 1%の税率が適用されます。

月次納税人の売上高	四半期納税人の売上高	増値税納付方法
専用発票+普通発票+未発行発票 > 15 万	専用発票+普通発票+未発行発票 > 45 万	全額納税
専用発票+普通発票+未発行発票 ≤ 15 万	専用発票+普通発票+未発行発票 ≤ 45 万	専用発票金額は課税対象とし、普通発票と未発行発票の金額は免税

以上